特集・都市行政の主体性の

「治体職員の主体性

土屋晃朔〈横浜市立大学助教授〉

主体的な活動を行うものとして期待される存在なのである。 住民が自律的市民になるまでの間、多様な行政需要を満たす、 格段の進歩をとげたといえよう。いまや、自治体職員は 自治体職員の主体性は、制定時にくらべれば 地方自治法が制定されてほぼ三十年。自治体および

者は、むしろその偏向ぶりを珍重し、かつ期待 ご依頼ですが、私は経営管理の人間的側面を研 をして筆をすすめさせてもらいます。 しておられるであろうという、我田引水の解釈 い方に、かたよりがあるかもしれません。 究している者なので、与えられた課題のとり扱 自治体職員の主体性について何か書けという 編集

主体性は望まれているか

もちろんそうではない。職務遂行に主体的な情 研究する者の眼から見て、 々の行動や態度が、了解困難であるかというと、 民間企業の「組織の中の人間行動」について 行政組織体の中の人

であって、部外者がもう一歩突込んで綿密かつ

かしながら、これは常識の域を出ない見方

ぐいになれと要望した。行政組織では、そこま 性を期待する点でも変りはない。民間某企業で るすべての事柄は、公私いずれを問わず共通で 時の身の処し方など、組織の中の個人に起りら 熱を燃やしたいという欲求や、制約が多すぎる 業の社員と何ら変る所なしと思うのである。 されることはしばしばである。この点でも私企 では言わないとしても、職員が、職務への主体 は、組織が「煮えたぎる湯のごとき」活力を持 ある。また組織の側から従業員に向って、主体 的なとり組み、自主的な創意と点検活動を要望 つために、一人一人が「野盗、追いはぎ」のた

> 壁にぶつかってしまう。 正確にこの問題を考えようとすると、たちまち

ある。そしてこれに忠実でありすぎると主体性 というよりはむしろ遵守さるべき要件のようで 動し、制約条件に対しては柔軟な態度で臨み、 尽きない。他方、目標達成や問題解決中心に行 を疑われかねない。規則万能の法科的権威主義 しかもその中のいくつかは、除去さるべきもの 主体的な職務遂行を抑制する要素が多すぎる。 を自己防衛の手段にすることなど、批判の種は タテ割りの硬直した業務処理、手続・先例など

感謝しねぎらう人々がいる一方で、思わぬ所か いわば主体的に事を裁量すると、これを歓迎し まず、行政の原理と実態のいずれから見ても、

Ŧī.

-相互依存と自律 - 反依存と主体性

-主体的な参加への要請 依存度と自立度

主体性は望まれているか

らチェックされて戸惑う場合も多々ある。要すらも、期待されているとは限らないらしい。主体性のない職員は問題視されながら、それでは、いうと、かならずしもそう断言できない所がある。だから部外者や素人は、「自治体職員の主体性」を必要かつ善なるものと前提して論を進めることにちゅうちょを感じざるをえないのである。

官という仕事につく前の職業選択の段階で、あ 耐が必要であり、 価値・信条に忠実であるという個性的、 かかわる。主体的であるということは、 問題をはじめとして、地方公務員服務規程など だということになる。このような倫理的決断の る種の主体性の断念というきびしい熟慮が必要 の希望を捨てよ」と要請されるとしたら、行政 公務員にとって、個人的なものの自己抑制と忍 行への要請とが、どう両立するのであろうか。 これと公務員の中立性や官僚の没主観的職務遂 な側面を持つと思うが、もしそうであるならば、 僚制の本質、その中での主体性の定義の仕方に 態度の問題であるよりは、 制度的問題、 この問題は、 日常の職務遂行に関する個人的 百人が考えれば百通りの答えが 「この門に入る者は、すべて 行政目的の特性、 自分の 人格的 官

の問題は、専門的考察と厳密な定義を前提しての問題は、専門的考察と厳密な定義を前提しての問題は、専門的考察と厳密な定義を前提しての問題は、専門的考察と厳密な定義を前提しての問題は、専門的考察と厳密な定義を前提してが、職員の主体性にからんでいる。とすればこが、職員の主体性にからんでいる。とすればこが、職員の主体性にからんでいる。とすればこが、職員の主体性にからんでいる。とすればこの問題は、専門的考察と厳密な定義を前提しての問題は、専門的考察と厳密な定義を前提しての問題は、事情が表情を表情がある。

主体的な参加への要請

加の問題がある。すなわち目標の設定、計画の内行動を考える視角の一つに、管理過程への参公私の組織体を問わず一般に、主体的な組織

立案、 員各自の働きがいを保障することにもなるとい 体的な参加を要請する。 目標設定の所で、従業員の意見を求め、 定の第一段階、すなわち管理過程の筆頭にある ものであって、 う発想がある。その一例が目標管理と呼ばれる が組織目標達成に大きな力となり、同時に従業 流を成す考え方であるが、その基礎には、参加 機会と範囲の拡大は、現代の経営管理の主要潮 とその限界の問題がそれである。従業員参加の け、統制などの管理過程への従業員参加の仕方 課業と人の組織化、 職務遂行に影響を及ぼす意思決 指揮もしくは動機づ かつ主

問題が残っていた。

ではない。人々の態度は、他律的依存的な場合な場合は自主管理)に対する人々の態度は一様私の見るところ、管理(もしくは最も徹底的

出てくるといわれる公共性の概念等 々の 問

題

が残るのである。 が残るのである。

加の場合も同様の事情にあると言えよう。

れは、 依存しつつ受身の立場でいられることから、自 たとしても、形の上で自治の体裁はととのえら 治体」に転換することを法律によって定められ 統制と指導に服してきた地方行政体が、突然「自 容易な業ではない。たとえば長い間中央政府の 主的能動的な立場に変わることであって、実は に主体性な参加を「要請」することである。こ されなければならない。時には非効率的な混乱 なるまでには、 ろ面倒をみてもらってきたとして、急に住民参 月が必要である。あるいはまた、われわれ住民 れても、その実質がととのうまでに数十年の歳 の後に、やっと成立するようなものである。こ さえ味わうことがある。 つまり主体 性 組織構成員の参加の機会を開くことは、 長期にわたるなしくずしの市民革命の継続 住民自治を求められたとしても、 長らく役所の主導的行政に親しみ、いろい 参加する側から言えば、上位者の決定に 実質的な自己立法を行えるように 相当な時間とエネルギーが費や 能動的な 一の確立 同時

> 度を設け、今われわれがどの辺に位置し、どん き方として、主体性の中間的な姿をも測れる尺 主体性を考える時、理想的な姿を求めることも れはどの辺にいるのであろうか。自治体職員の のどこかに散らばることになろう。一体われわ う程度に応じて、参加の程度も、上からの力に という条件がなければならない。この条件が備 れ以上に一人一人が自律性を歓迎し、習熟する た組織構造と職務編成が必要であると共に、そ は、 体性の度合を考察してみたい。なお依存関係に 依存・自立・相互依存という四つのことばで主 があるのではなかろうか。次項以下、依存・反 な状況と取り組んでいるかを考察するのも意味 を指摘することも参考になるが、もう一つの行 大切であり、逆に反理想的な姿を描いて問題点 よる一方的管理と、完全な自主管理の両端の間 種類があるので、ここでたんに依存というとき については最後に述べることにする。 は一方的依存のことに限ることにし、 従業員参加が成功するためには、参加に適し 一方的依存と双方的依存(相互依存)の二 相互依存

三―――依存度と自立度

依存度は主体性のなさを測る一つの尺度であ

れと比較すれば小規模ながら、組織構成員の参

たり、 る。 ければ多いほど、主体性は制限を受けやすい。 的な判断や行動ができない範囲を測る尺度であ る。 は 接結びつかないようであるけれども、 とはできるのであるから、依存性と主体性は直 を自律的に使い、与えられた決定を主体的に受 その「何か」は金であったり、意思決定であっ はずである。 めて大きく、何をなすべきかさえ考えられない ているならば、 依存が身につき日常の身の処し方として定着し るに依存の深さの度合というものがあるから、 いであり、望んだ情報がとどかなかった場合に あてにした金が得られず、求めた決定があいま けとめ、伝えられた情報を自主的に判断するこ 自分以外の者に、何かを依存する度合が多 ふつうは途方に暮れるものであろう。 詳しく言えば、依存の範囲の大小は、 知識や情報であったりする。もらった金 期待はずれの場合の衝撃はきわ 他の人を

さて、依存の範囲と構造的深さに、三十年間さて、依存の範囲と構造的深さに、三十年間さて、依存の範囲と構造的深さに、三十年間がどの位弱まったかの判断は、読者にお任せせがどの位弱まったかの判断は、読者にお任せせがどの位弱まったかの判断は、読者にお任せせざるをえない。

な仕事ぶりが、行政サービスの質を高める根本 定から統制に至るまでの管理機能の荷い手は他 の人(とくに上位者)であるときめ、自分以外 の所からの指示・命令を受身で待つことである。この場合の主体的な職務へのとり組みの範 はできる。職務内容に明確な制度上の制約や明 はできる。職務内容に明確な制度上の制約や明 はできる。職務内容に明確な制度上の制約や明 はできる。職務内容に明確な制度上の制約や明 なではされた規定がある場合は、その枠に従うの をせず、逆にその空白の分だけ自由裁量を働か をせず、逆にその空白の分だけ自由裁量を働か な行為であろう。そういう人々の才覚と積極的 な行為であろう。そういう人々の才覚と積極的 な行為であろう。そういう人々の才覚と積極的

も日々の担当業務の処理に忙殺され、管理機能 は、内部に向って、職員に対するより以上の を加はその端的な例なのである。そして参加へ の要請の下に表面化する組織状況は、すでに述 でくる。住民は、毎日の生活の営みに忙しく、 でくる。住民は、毎日の生活の営みに忙しく、 でくる。住民は、毎日の生活の営みに忙しく、 になって現われる。管理過程への 主体性の要請となって現われる。管理過程への 主体性の要請となって現われる。管理過程への を加はその端的な例なのである。そして参加へ の要請の下に表面化する組織状況は、すでに述 でくる。住民は、毎日の生活の営みに忙しく、 には、毎日の生活の営みに忙しく、 には、毎日の生活の営みに忙しく、 の要請となって現われる。管理過程への といる。 を加はその対象がらの要

> 変革は至難の業である。 参担への高い関心を持ちつづけられないことも あろう。時には業務繁忙でもないのに、決める ある。まして上からの統制と指導に適合した である。まして上からの統制と指導に適合した がある。まして上からの統制と指導に適合した がある。まして上からの統制と指導に適合した を対社会の中で、他律から自律への急速な態度

さて管理過程での依存とは、職務上の目標設

従業員参加は、管理上の責任の一部を従業員 に荷ってもらい、同時に責任に照応する権力も 付与するという、力の均等化・水平化の側面を 持つ。したがって既成の権力構造なり秩序なり が動揺するのは覚悟の上であろう。タテ社会の タガがゆるみ、上からの統制力が弱まり、自由 ・自治・自主管理への道が開ける半面、その代 償としてさまざまな葛藤が露出する。比喩的に 言えば、既成秩序の変動に起因する無統制状態 の中で、人々は主体性という重い荷物を扱いか ね、自由ではあるが不安定な状況にさらされ る。もちろん自主的な合意形成も即座にできる ものでなく、組織の効率も減退し、たとえば意 思決定の質と速度が低下しつづける。

的な力となっているのである。

るものや実力者の示す所に従うしかない。自主のと考えるならば、他律的統制に服し、権威あこの状態をもって悪しきもの、回避すべきも

そこでもう一つ別な見方が采用される。死成の中に閉じこもり、管理上の責任の悩みから解放されて安定する。しかしながらこれを自治の対されて安定する。しかしながらこれを自治のがされて安定する。しかしながらこれを自治の

越える高さに達しうるはずなのである。 とこでもう一つ別な見方が採用される。既成の管理体制の変革が一時的に混乱や非効率を招 くとしても、このことを悪であり、回避すべき ものであるとは断定しない。むしろ こ の 状態 を、組織構成員の主体性の回復、もしくは主体 性の成長のための不可避の過程と考え、参加の 性の成長のための不可避の過程と考え、参加の 方向を一層推進するという行き方をとることも できる。この方向を進むことによって、次第に 依存の度合いが弱まり、次に述べる自立度が強 まるならば、行政効率は以前の水準をはるかに まるならば、行政効率は以前の水準をはるかに

主体性を測る第二の尺度としての自立度は、一国の経済活動を考察する時にしばしば使われることばである。また一つの組織体についてもこれは当てはまる。自治体財政の自立度が高ければ、それだけ自治体行政を主体的と判断するれば、それだけ自治体行政を主体的と判断するれば、それだけ自治体行政を主体的と判断するにいけれども、それは主体性の重要な一側面を示していると言えよう。

であることとは、目標設定から統制に至る管理個人の職務遂行に即してみるならば、自立的

現状を測るに、多くの人にその意思があり、つによって決まるといえるのではあるまいか。能力の高低、権力(たとえば権限)の度合の三能力の高低、権力(たとえば権限)の度合の三無、機能全体を、自己自身で引受け、その荷い手と機能全体を、自己自身で引受け、その荷い手と

ない。 揮しにくいという嘆きの多くは、 る。 権の衝突とか、至るところに矛盾する制約があ 務権限規程をはじめ、 量の余地が少ないことを指摘する。たしかに職 半数の人々がその能力を持ち、若干の人々にそ 未解決の問題である。 れはこれで忍耐強く対処してゆかねばならない のかと自問する局面も少なくないであろう。こ の諸要求の多様性と相互対立とか、公益性と私 いれば、その分だけ自立度は低くならざるをき 権限)が固定化し狭い範囲に限定され、自由裁 の権限が与えられていると見たい。主体性を発 自治体の権力機構・制度の特性とか、 主体的な仕事ぶりとはいったい何のことな 加
うる
に
中
央
政
府
の
統
制
・
指
導
・
介
入
と 法規・手続にしばられて 権力(または 住民

う。他の要素、すなわち意思を持つことと能力仕事をしていないというのは、言いすぎであろがないから自立的でなく、したがって主体的に度の中の三つのうちの一つの要素である。権限しかしながら、権力(権限)の大小は、自立

三割自治と呼ばれる自治体の現状は、制度的理能力をひそかに磨き続けることであろうか。ることは、管理機能に対する高い関心を持ち、管ることは、管理機能に対する高い関心を持ち、管ることは、やはり個人次第であり、場合

権力、とくに財政の面で国に七割を依存せざる

場合の嘆きの中に、悲観的な弁明よりは、むし場合の嘆きの中に、悲観的な弁明よりは、むしたなる。しかし自立への意思と能力の強さを見るのは、楽観的すぎるであろうか。さらにそ見るのは、楽観的すぎるであろうか。さらにそ見るのは、楽観的すぎるであろうか。さらにそれば、主体性の度合は三割をはるかに上廻ると形成する重要なもの、すなわち自治体職員の実形成する重要なもの、すなわち自治体職員の実力に期待したいものである。私には、職員が決していることになる。しかし自立への意思と能力の強さをとになる。

つぶっていようかという気にもなるのである。 ちす主体性の嘆き、とくに上位権力と対応する ら自信の芽生えのようなものを感ずることがある。それならば大いに結構なことであり、それ 放、自治体内部における行政権力の拡大と、職 世能力向上のためにも、しばらくの間は、むし 場合の できる にん いっぱい という気にもなるのである。

てしまうことになる。
をという微妙な様相があるので、これについて存という微妙な様相があるので、これについて

ている。そして権威との関係において、 動を待たざるをえない点では、自立性とも異っ こなければカウンターの仕様がなく、 るように、ぶらさがること、ひっかかること、 ダントのように胸にぶらさがるものに象徴され る点では依存より主体的であるが、 抗行動と、依存性との結びつきである。 ター・パンチのような相手の出ばなをくじく対 ろで反依存(counter-dependence)は、 のであり、自立はそれの否定なのである。 は文字通り他人にぶらさがって存在することな 中間の未決の状態を意味している。 する(中ぶらりんのまま保留する)とか、ペン っている。ペンドとは、決定をペンディングに は、いずれもペンド(pend)という語幹から成 層尖鋭な形をとるようである。 依存 (dependence) 及び自立 (independence) 相手が出て だから依存 相手の行 カウン

っての心情的なこだわりやひっかかりはなく、う。この場合、成熟した自立人として、親に向も対等な立場で眺められれば自立の証拠であろこれは依存であり、そこから脱却して親も自分にとえば親にたんにぶらさがるだけならば、

四

ば、自立性への不当な介入として再び責任を問 されやすい。相手が力を行使せず引き下ってい り、権力は自分にない。権威とみなす者への依 の意思を持つけれども能力に欠けるところがあ もまた自分である。これに対し反依存とは、そ 己自身で荷う意思と能力と権力の所有であっ 事の場面にもこれが反映しないであろうか。先 また例外でありえないとすれば、われわれの仕 う姿でわれわれ大部分の人間の中に潜んでいる 立能力が伴なわないところにいらだちがある。 の種となる。自立への欲求の強さにくらべ、自 の言うことなすことが「心にひっかかり」、抵抗 のように、親に非があろうと理があろうと、親 対する心情的なこだわりがあり、反抗期の少年 けである。反依存の場合には、権威的なものに れば、憤懣を発してその無為の責任を問い、他 任はすべて相手にありという一点に考えが集約 存とこだわりと抵抗がからまり合うために、責 た。力の行使の主体は自分であり、責任の主体 目標設定から統制に至るまでの全管理機能を自 に述べたように、職務遂行における自立とは、 と言われる。反抗期の少年のみならず、成人も 個の対等の人間同士としてつき合っているわ さて、こういう反依存は、たとえば甘えとい 相手が権限を行使して責任を果そうとすれ いずれにしても「この事柄の主人公は、他

> る。 時 いのが欠点であろうか。 を抑圧する権力者に突然変化するか否か、であ ることを示すか否か、また周囲の人々の自立性 なった時、あるいはすべてを彼に任せ切った いなくなった時、あるいは力を全く行使しなく る。一つ考えられることは、対抗すべき権威が かどうかを知る試金石がなかなかない のであ 動的・主体的である。しかしそれが真に主体的 高い関心を示すという意味では、外見的には能 ように仕事をする場合に比べて、管理機能への 実行に移さない。こつこつと縁の下の力持ちの 負うのも自分である」という考えを、自分から ならぬ自分であり、力を行使するのも、責任を この試金石は、結果が出てからではもう遅 彼自身が無力で責任を荷いえない存在であ

五―――相互依存と自律

依存・反依存が大勢を占める時期から、自立性、な存・反依存が大勢を占める時期から、自立性に応じて異なるものと考えられる。この意味で自治体及び職員の主体性の度を測るには、どれか一つのレッテルを貼らないよう慎重でなけれいたののレッテルを貼らないよう慎重でなけれいた。過去三十年の歩みを省みれば、どれがならないが、過去三十年の歩みを省みれば、どれがならないが、過去三十年の歩みを省みれば、というではならないが、過去三十年の歩きでは、というではない。

めることが課題である。 先は、自立者同士の相互依存、いわば連帯を強の度合が目立つ時期に来たと思える。これから

孤立ということは、他に何ものも依存せず没交渉のまますべて自分でまかなうという意味では、これもまた一種の自立である。だからといってこれを直ちに主体的であるとは断定できない。自治体が自治体連合を作り上げ、住民が市民憲章を作り上げるように、自立者と自立者が相互の力を活用し合い、お互いを律するルールを制定してゆく局面がある。自律的な相互依存でinterdependence)のネットワークづくりこそ、自己統制・自主管理・自治の最終の課題であろう。主体性を測る度合として依存・反依存あろう。主体性を測る度合として依存・反依存のうことばこそ最後に加らるにふさわしい尺度であると思う。

職場の問題に即して平たく言えば、一人一人が管理機能を荷うのみならず、職場集団を一つりを行なうことである。単なる理想を述べていりを行なうことである。単なる理想を述べているにすぎないようであるが、実はわれわれの周囲には、現実の業務活動の型態として実行ずみのところも多いのではあるまいか。

管理過程への参加の要請から始まり、役割上

ずる割に、合理的な解決になかなか達しえず、 発展する前に、しばしば混乱を生じて停滞し、 同士の連帯と合意形成の源になるのは、人間的 く場合には、まず各自の中の依存と反依存の要 実り少ない徒労の姿にお互いが追い込まれてゆ はもちろんのこと、自分自身でもストレスを感 意形成の過程で、周囲の人々に与えるストレス 性や反依存性の根深さである。職場における合 あるいは挫折する一因は、われわれの中の依存 超える問題なのであるが。 り、経営管理論の枠内で物を言う筆者の限界を み」という次元より深い倫理的な主体性に関わ ない。このことは、「仕事への主体的なとり組 とえば甘えやこだわり、を自覚しなければなら するためにも、自分の中の非主体的な要素、た たいという渇望である。その共感と渇望を結集 なものへの共感と、真に合理的なものを見出し 素をリアルに検討してみる必要がある。自立者

六ーしむすび

しておられるはずである。三十年は一世代の交に近く、それぞれ行政マンとしての円熟期に達時、市役所に入り新人と言われた人々も齢五十時、市役所に入り新人と言われた人々も齢五十

を対しているれるから、行政の主要戦力は、次の若い世代に移っているかもしれない。三十年の若い世代に移っているかもしれない。三十年の若い世代に移っているかもしれない。三十年の対応に追われながらでは、「自治体職員の主体性」如何という問いかけは、問うべき余裕すらなかったのではあるまいか。

・立場上のちがいはあれ、自律的な相互依存に

他方、主体性への問いかけが皆無であったかというと、事実はその逆であった。地方自治法というと、事実はその逆であった。地方自治法というと、事実はその逆であった。地方自治法というと、事実はその逆であった。地方自治法に、いわゆる「主体性論争」なるものでにぎわな、いわゆる「主体性論争」なるものでにぎわける。自治体行政の窮迫した実発端とし、やがて政治・社会・文化の各方面に関めまいていた。その中で自治体の職員は、知的りまいていた。その中で自治体の職員は、知的りまいていた。その中で自治体の職員は、知的りまいていた。その中で自治体の職員は、知的りまいていた。その中で自治体の職員は、知的りまいていた。その中で自治体の職員は、知的場合と、事実はその道を表する。

体そのもの及びその職員の主体性の水準に、格現在と冷静に比較できる人がいるならば、自治その頃のことを、もしありありと想い出して、

る。

体的な活動をしてくれるよう、今、自治体職員 機会に恵まれているのである。住民が自律的市 生ずる住民要求の多様性の中での行政は、複雑 の中での行政に比べ、現在の余裕ある生活から けかねる。たしかに、戦争直後の窮迫した混乱 高めてきているという見方をとるのである。 ず私は、主体性の問題に関しては、二進一退を を忘れてしまったかもしれない。にもかかわら 機を問い、悩みと憤懣を何者かにぶつけること しても、想い出話に耳を傾ける人々も少なくな だん少数派になっており、またたとえ語ったと とに、進歩の跡を語る資格のある人々は、だん 段の進歩の跡を見ることができよう。残念なこ 民になるまでの間、多様な行政需要を満たす主 は、住民自治のための統合調整機能を発揮する である。しかし見方を変えれば、現在の行政 主体性の保持とは、いずれが難易かの判断はつ くり返しながらではあるが、徐々にその水準を たち自身が、過去の実感を現在と比較する材料 の方が、人々の共感をさそうのである。古い人 っている。過去よりは、今、現在の主体性の危 は「依存」され、大いに期待されているのであ 混乱の中での主体性の保持と、多様性の中